

# 令和4年度 保育施設利用のてびき

## 申込み方法

- ①各区役所支援課または第1希望認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所に申込書類を持参

※支所・市民の窓口での受付は行っておりません。

- ②郵送

※申込書類を郵送される場合は、必ずP6をご確認ください。

- ③電子申請

※申込みは電子申請も可能です。以下より内容をご確認いただき、お申込みください。

なお、申込みに必要な書類の一部について、別途紙面での提出が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

<http://www.saitama-kosodate.jp/shiritai/category8/2014110500013/>



## 保育施設の空き状況

- 毎月1日（休日の場合は翌開庁日）に「さいたま子育てWEB（<http://www.saitama-kosodate.jp/>）」に掲載します

さいたま子育てWEB

検索



## 締切

- 利用希望月の前月の10日まで（閉庁日の場合は翌開庁日）

※電子申請の場合は、利用希望月の前月の10日 17時00分までとなります。

※さいたま市以外の保育施設を希望する方は、希望保育施設の市区町村に必要な書類及び申込み締切日等を確認の上、各市区町村の締切日の1週間前まで（必着）にお住まいの区役所支援課へ申込みください。

## 利用調整（選考）結果

- 利用希望月の前月下旬ごろ、郵送で通知します。

※通知発送は申込み初回のみとなり、以降は利用が内定した場合に発送します。

## 目 次

○保育施設とは	1
■教育・保育給付認定	1
■利用の事由と利用期間	2
■保育の必要量（1日の保育施設の利用可能時間）	3
■保育施設利用時間と時間外保育利用料	3
■保育施設の選び方について	4
○申込み・利用手続の流れ	5
■郵送受付について	6
■電子申請の受付について	6
■利用調整（選考）について	7
■育児休業を延長する場合の申込みについて	7
■育成支援制度について	8
■医療的ケアが必要なお子さんについて	8
○利用申込について	9
■申込みに必要な書類	9
■兄弟姉妹同時申込時の意向について	10
■申込内容の変更	11
■申込みの注意点	12
※記入例	13
■さいたま市にお住まいの方がさいたま市外の保育所等の利用申込をする場合	15
■さいたま市外にお住まいの方がさいたま市内の保育所等の利用申込をする場合	15
■入所後の注意点	16
○よくある質問と回答	17
○利用者負担額について	18
■利用者負担額の算定方法について	18
■利用者負担額の軽減について	19
■時間外保育利用料について	20
■利用者負担額の納付について	20
■利用者負担額の切り替え時期について	21
■税制改正に伴う利用者負担額算定の取扱いについて	21
■幼児教育・保育無償化について	21
■3～5歳児の給食費（主食費及び副食費）の取扱いについて	21
○土曜の共同保育について	23
○さいたま市保育施設一覧	25
■西区 ■北区 ■大宮区 ■見沼区 ■中央区	～
■桜区 ■浦和区 ■南区 ■緑区 ■岩槻区	87
○ナーサリールーム家庭保育室等一覧	88
○その他の保育制度のご案内	89